

四 半 期 報 告 書

(第14期第1四半期)

イー・アクセス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営上の重要な契約等】	3
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3【提出会社の状況】	7
1【株式等の状況】	7
2【役員の状況】	11
第4【経理の状況】	12
1【四半期財務諸表】	13
2【その他】	25
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	財務経理本部経理部長 町田 耕平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	財務経理本部経理部長 町田 耕平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 累計期間	第14期 第1四半期 累計期間	第13期 事業年度
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	47,605	54,421	204,743
経常利益 (百万円)	3,217	1,388	12,184
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,166	1,473	15,156
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	18,503	18,503	18,503
発行済株式総数 (株)	普通株式 3,465,165 第1種優先株式 25	普通株式 3,465,180 第1種優先株式 25	普通株式 3,465,180 第1種優先株式 25
純資産額 (百万円)	74,330	86,643	86,371
総資産額 (百万円)	340,196	346,096	352,312
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	900.63	411.87	4,320.98
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	865.19	406.69	4,167.80
1株当たり配当額 (円)	普通株式 200 第1種優先株式 1,836,250	普通株式 200 第1種優先株式 1,828,940	普通株式 800 第1種優先株式 7,345,000
自己資本比率 (%)	21.8	25.0	24.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,458	9,245	57,042
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,260	△6,842	△34,814
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,119	△4,940	△27,219
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	36,477	35,869	38,412

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第13期第1四半期累計期間、第13期事業年度及び第14期第1四半期累計期間は重要性の乏しい非連結子会社のみであるため、持分法を適用した場合の投資利益を記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

通信技術の高度化やタブレット・スマートフォン等端末の多様化に伴う市場・顧客ニーズの多様化、競合他社の高速モバイルブロードバンド通信市場への本格参入等、当社を取り巻く市場環境は大きく変化しております。これらの事業環境の変化を踏まえ、当社は、平成24年度から平成26年度までの中期事業戦略「成長戦略2015」を策定いたしました。「成長戦略2015」では、平成24年3月よりLTEサービス「EMOBILE LTE」を開始し契約者数拡大を図るとともに、カスタマーサービスの向上を通して解約抑止や既存のお客様の満足度の向上を図るほか、ブランディング強化など、モバイルブロードバンド領域における一層の基盤強化を図ってまいります。さらに、全国の販売店網の整備・拡大を図るとともに、当社ならではのスマートフォン戦略を加速し、通信業界の中で更に存在感のある事業者への成長戦略を推進してまいります。

また、当社は、「3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画」について、700MHz帯への認定申請を行い、本年6月28日に認定を受けました。700MHz帯は“プラチナバンド”と呼ばれ、当社が現在使用している1.7GHz帯と比較し、より効率的に幅広いエリアをカバーできる特性を持っています。当社にとって初のプラチナバンドの割当となりますので、当該700MHz帯を有効活用しLTEの更なる普及に努めてまいります。

今期は中期事業戦略の初年度として、当社の中核事業であるモバイルブロードバンド事業の強化を中心に取り組んでまいります。当第1四半期累計期間においては、「イー・モバイル」ブランドでモバイルブロードバンド通信サービスを提供する無線事業において「EMOBILE LTE」を中心とした販売施策により累計契約数を拡大しました。これにより、当社の売上高は54,421百万円（前年同期比14.3%増）となりました。一方、利益面においては、無線事業における競争環境の変化に対応するための顧客獲得手数料等の増加、自社販売チャネルの強化に伴う販売人件費などの固定費や顧客維持に係る営業費用などが増加したほか、ADSL契約数の減少に伴い固定事業の売上高が減少したことにより、営業利益は4,153百万円（前年同期比36.0%減）となりました。また、営業外費用として支払利息及び社債利息2,354百万円を計上したことにより経常利益は1,388百万円（前年同期比56.9%減）となりました。なお、特別利益として、LTEサービスの展開にあたり既存設備との置き換えに対する補填金等459百万円を計上する一方で、置き換えの対象となった設備の固定資産除却損等433百万円を特別損失として計上いたしました。これにより、四半期純利益は1,473百万円（前年同期比53.5%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①無線事業

(単位：百万円)

	前第1四半期 累計期間	当第1四半期 累計期間	比較増減	%
売上高	35,548	44,797	9,249	26.0
セグメント利益（営業利益）	2,495	1,276	△1,219	△48.9

	前第1四半期	当第1四半期	比較増減	%
純増契約数（千契約）	223	121	△102	△45.7
累計契約数（千契約）	3,341	4,138	797	23.9
ARPU（円/月）	2,860	2,680	△180	△6.3
月次解約率（%）	1.50	1.45	△0.05	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（10円未満四捨五入）

当第1四半期累計期間における無線事業は、3Gモバイルブロードバンド回線の卸売り先における獲得が減少したものの、量販店などの自社販売チャネルにおいて3月より開始した「EMOBILE LTE」を中心に販売施策を展開し契約数を伸ばしました。これにより、平成24年6月末現在における累計契約数は4,138千契約となり、前年同期末比で797千契約（23.9%）増加いたしました。

契約数の伸びに伴い、当第1四半期累計期間における売上高は44,797百万円（前年同期比26.0%増）となりました。一方、セグメント利益（営業利益）は1,276百万円（前年同期比48.9%減）となりました。これは、主に競争環境の変化に対応するための顧客獲得手数料等の増加、自社販売チャネルの強化に伴う販売人件費などの固定費や顧客維持に係る営業費用が増加したことによるものです。

なお、平成24年6月末現在の通信可能エリアの全国人口カバー率は93%となっております。

※当第1四半期累計期間より、全国実質人口カバー率から市町村の役場が所在する地点における通信が可能か否かを基に算出した総務省定義の全国人口カバー率に変更しています。

契約数

当第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日）の新規契約数から解約数を差し引いた純増契約数は121千契約（前年同期比45.7%減）となりました。これは、量販店など自社販売チャネルにおける「EMOBILE LTE」の獲得が堅調に推移したものの、主に3Gモバイルブロードバンド回線の卸売り先における獲得数が減少したことによるものです。

ARPU

当第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日）のARPUは、2,680円（前年同期比6.3%減）となりました。これは主に月額料金が相対的に低い3Gモバイルブロードバンド回線の卸売りの累計加入者数の比率が増加したことによるものです。

月次解約率

当第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日）の月次解約率は1.45%（前年同期比0.05ポイント低下）となりました。前年同期においてはネットブック等とのセット販売で契約されたお客様の2年間の長期契約割引期間満了に伴う解約が発生いたしました。当第1四半期累計期間においては「EMOBILE LTE」の提供開始により機種変更をされるお客様が増加したことにより解約率が抑制され解約率が低下いたしました。

②固定事業

(単位：百万円)

	前第1四半期 累計期間	当第1四半期 累計期間	比較増減	%
売上高	12,057	9,624	△2,433	△20.2
セグメント利益(営業利益)	3,994	2,877	△1,117	△28.0

	前第1四半期	当第1四半期	比較増減	%
ADSL 累計契約数(千契約)	1,839	1,461	△378	△20.1
ADSL ARPU(円/月)	2,009	1,987	△22	△1.1
ADSL 月次解約率(%)	2.04	2.53	0.49	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入(1円未満四捨五入)

固定事業においては、ADSL回線の卸売り先であるISP・パートナー企業と連携し新規顧客の獲得及び解約抑止に努めましたが、LTEなど新たな高速モバイルブロードバンド通信市場の拡大等に伴い、解約数が新規契約数を上回り、累計契約数が減少しました。平成24年6月末現在のADSL累計契約数は1,461千契約(前年同期比20.1%減)となっております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は9,624百万円(前年同期比20.2%減)となり、セグメント利益(営業利益)は2,877百万円(前年同期比28.0%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の流動資産、有形固定資産、無形固定資産はそれぞれ119,197百万円、147,931百万円、37,555百万円となり、前事業年度末に比べそれぞれ2,976百万円の減少、289百万円の減少、2,949百万円の減少となりました。流動資産の減少は主に現金及び預金の減少2,543百万円、売掛金の減少2,284百万円、前渡金の減少1,115百万円、未収入金の増加2,973百万円によるものであります。また、投資その他の資産は40,354百万円となり、前事業年度末に比べ58百万円の増加となりました。これは主に長期未収入金の増加1,131百万円、デリバティブ債権の減少888百万円によるものであります。これらの結果、資産合計は346,096百万円となり、前事業年度末に比べ6,216百万円の減少となりました。

当第1四半期会計期間末の流動負債は85,240百万円となり、前事業年度末に比べ131百万円の増加となりました。これは主に1年内償還予定の社債の減少525百万円、1年内返済予定の長期借入金の返済及び長期借入金からの振替による増加1,343百万円、未払金の減少1,920百万円、未払費用の増加1,084百万円によるものであります。固定負債は174,213百万円となり、前事業年度末に比べ6,619百万円の減少となりました。これは主に長期借入金の返済等による減少6,091百万円、社債の減少3,431百万円、デリバティブ債務の増加2,750百万円によるものであります。これらの結果、負債合計は259,453百万円となり、前事業年度末に比べ6,488百万円の減少となりました。

当第1四半期会計期間末の純資産は86,643百万円となり、前事業年度末に比べ272百万円の増加となりました。これは剰余金の配当739百万円、繰延ヘッジ損益の減少456百万円があったものの、四半期純利益1,473百万円を計上したためであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は35,869百万円となり、前年同四半期会計期間末に比べ607百万円の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期累計期間に比べ3,213百万円収入が減少し、9,245百万円の収入となりました。この収入は主に、税引前四半期純利益1,414百万円、非資金損益項目である減価償却費9,506百万円、売上債権の減少による収入2,284百万円、仕入債務及び未払金の減少による支出3,421百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期累計期間に比べ3,418百万円支出が減少し、6,842百万円の支出となりました。この支出は主に、固定資産の取得による支出6,832百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期累計期間に比べ4,178百万円支出が減少し、4,940百万円の支出となりました。この支出は主に、セールス・アンド・割賦バック取引による収入5,548百万円、割賦債務の返済による支出4,103百万円、長期借入金の借入と返済による純支出4,748百万円、社債の償還による支出525百万円、配当金の支払による支出692百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は150百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式又は第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成24年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成24年8月10日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,465,180	3,465,180	東京証券取引所 （市場第一部）	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
第1種優先株式	25	(注) 2 -	-	(注) 4
計	3,465,205	3,465,180	-	-

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成24年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。）により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行していましたが、平成24年6月22日開催の取締役会において、第1種優先株主からの取得請求により当社が平成24年7月2日付で取得することが予定されていた当社発行第1種優先株式の全部について、会社法178条の規定に基づき、平成24年7月2日付で消却する旨決議し、同日付で取得及び消却いたしました。

3. 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。

4. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

(ア) 第1種優先配当金

① 当社は、各事業年度にかかる期末配当金（定款第43条第1項において定義する。）の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式（以下まとめて「劣後株式」という。）を有する株主（以下「劣後株主」という。）に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日（以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR（以下に定義する。）に下記のスプレッドを加えた年率（以下「第1種優先株式配当年率」という。）を乗じて算出した額（以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成21年3月31日（同日を含む。）までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。）の期末配当金（以下「第1種優先配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日（以下「計算日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在において、テレレート3750ページ（又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。）に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行（当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値（算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

- ② 前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金（定款第43条第2項に定義する。）を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日（以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額（ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし、平成20年10月1日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。）の四半期配当金（以下「第1種優先四半期配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額（以下「第1種未払優先配当金額」という。）は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額（ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額（以下「第1種残余財産分配額」という。）を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」という。）の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得すると引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額、（ii）発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%

（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、（iii）第1種累積未払優先配当金額、及び（iv）発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額

（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額に120%を乗じた額、及び（ii）第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、（iv）により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を交付すると引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率3.5%(1事業年度ごとの複利計算とする)の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当率の利率を乗じて計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。)の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	3,465,205	—	18,503	—	49,251

(注) 平成24年6月22日開催の取締役会決議に基づき、平成24年7月2日付で第1種優先株式25株の消却を実施しました。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,465,180	3,465,180	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,465,205	—	—
総株主の議決権	—	3,465,180	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株 (議決権49個) 含まれております。
2. 平成24年6月22日開催の取締役会決議に基づき、平成24年7月2日付で第1種優先株式25株の消却を実施しました。

② 【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	—%
利益基準	△0.1%
利益剰余金基準	△1.0%

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	40,066	37,524
売掛金	36,595	34,311
商品	4,415	4,192
未収入金	32,163	35,136
未取還付法人税等	3	3
その他	12,389	11,669
貸倒引当金	△3,457	△3,637
流動資産合計	122,173	119,197
固定資産		
有形固定資産		
無線通信設備（純額）	115,533	116,580
その他（純額）	32,687	31,351
有形固定資産合計	148,220	147,931
無形固定資産	40,504	37,555
投資その他の資産		
その他	40,470	40,547
貸倒引当金	△174	△193
投資その他の資産合計	40,296	40,354
固定資産合計	229,020	225,839
繰延資産		
社債発行費	1,119	1,059
繰延資産合計	1,119	1,059
資産合計	352,312	346,096
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,593	4,519
1年内償還予定の社債	1,580	1,055
1年内返済予定の長期借入金	※1 29,099	※1 30,443
未払金	26,880	24,960
未払費用	5,947	7,031
未払法人税等	121	104
その他	※1 15,889	※1 17,129
流動負債合計	85,109	85,240
固定負債		
社債	※2 67,502	※2 64,071
長期借入金	※1 105,676	※1 99,585
その他	※1 7,654	※1 10,557
固定負債合計	180,832	174,213
負債合計	265,941	259,453

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,503	18,503
資本剰余金	49,251	49,251
利益剰余金	17,524	18,258
株主資本合計	85,277	86,011
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	35	29
繰延ヘッジ損益	1,059	603
評価・換算差額等合計	1,094	632
純資産合計	86,371	86,643
負債純資産合計	352,312	346,096

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	47,605	54,421
売上原価	19,187	21,449
売上総利益	28,418	32,971
販売費及び一般管理費	* 21,929	* 28,819
営業利益	6,489	4,153
営業外収益		
受取利息	1	62
受取配当金	—	1
償却債権取立益	0	26
その他	19	14
営業外収益合計	20	103
営業外費用		
支払利息	2,623	2,354
その他	670	514
営業外費用合計	3,293	2,868
経常利益	3,217	1,388
特別利益		
固定資産売却益	4	—
固定資産除却損失補填金	—	368
その他	—	91
特別利益合計	4	459
特別損失		
固定資産除却損	53	433
特別損失合計	53	433
税引前四半期純利益	3,167	1,414
法人税、住民税及び事業税	2	1
法人税等調整額	—	△60
法人税等合計	2	△59
四半期純利益	3,166	1,473

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	3,167	1,414
減価償却費	9,244	9,506
固定資産売却損益 (△は益)	△4	—
固定資産除却損	53	433
社債発行費償却	60	60
固定資産除却損失補填金	—	△368
その他の損益 (△は益)	△5	△87
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△539	200
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	△14	—
受取利息及び受取配当金	△1	△63
支払利息	2,623	2,354
支払手数料	593	450
売上債権の増減額 (△は増加)	3,196	2,284
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△484	214
未収入金の増減額 (△は増加)	1,198	△2,002
その他の資産の増減額 (△は増加)	22	△265
仕入債務の増減額 (△は減少)	△545	△1,074
未払金の増減額 (△は減少)	△1,177	△2,347
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,635	167
その他の負債の増減額 (△は減少)	△556	18
小計	14,197	10,892
利息及び配当金の受取額	0	63
利息の支払額	△1,954	△1,698
法人税等の支払額	△24	△12
法人税等の還付額	239	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,458	9,245
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	2,500	—
拘束性預金の増減額 (△は増加)	△471	—
有形固定資産の取得による支出	△10,572	△5,461
有形固定資産の売却による収入	15	—
無形固定資産の取得による支出	△1,719	△1,371
その他	△13	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,260	△6,842

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△226	△65
セールス・アンド・割賦バック取引による収入	3,445	5,548
割賦債務の返済による支出	△4,199	△4,103
長期借入れによる収入	3,404	1,874
長期借入金の返済による支出	△61,886	△6,622
借入手数料の支払額	△1,484	△355
社債の発行による収入	55,997	—
社債の償還による支出	△3,495	△525
株式の発行による収入	41	—
配当金の支払額	△716	△692
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,119	△4,940
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△5
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△6,921	△2,543
現金及び現金同等物の期首残高	43,397	38,412
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 36,477	※ 35,869

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち、定率法を採用している「建物附属設備」及び「工具、器具及び備品」について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

※1 借入枠等の実行状況

(1) 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために下記の借入枠を有しております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)	
	借入枠	借入実行額	借入枠	借入実行額
コミットメントライン (注) 1	6,333百万円	6,333百万円	6,000百万円	6,000百万円
コミットメントライン (注) 2	19,817	19,817	18,377	18,377
コミットメントライン (注) 3	17,000	1,786	17,000	2,237
分割実行型タームローン (注) 4	7,422	7,268	7,422	7,268
分割実行型タームローン (注) 5	5,578	4,059	5,578	5,320
計	56,150	39,264	54,377	39,203

(注) 1. 取引金融機関2行、借入期間最長4年10ヶ月

(注) 2. 取引金融機関1行、借入期間最長8年6ヶ月

(注) 3. 取引金融機関2行、借入期間最長8年11ヶ月

(注) 4. 取引金融機関1行、借入期間最長5年10ヶ月

(注) 5. 取引金融機関1行、借入期間最長5年5ヶ月

これらのコミットメントライン及び分割実行型タームローンに関し、財務制限条項が付されております。

これらの条項に抵触した場合には、当該借入に係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当第1四半期会計期間末現在において、いずれの条項にも抵触していません。

(2) 当社は、無線事業で必要となる資金を確保するために、取引金融機関32行（前事業年度取引金融機関32行）、借入期間最長5年のシンジケートローン契約90,824百万円（前事業年度95,512百万円）を締結しております。

当該シンジケートローンに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりです。これらの条項に抵触した場合には、当該シンジケートローンに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当第1四半期会計期間末現在において、いずれの条項にも抵触していません。

・財務制限条項

① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ(*1)要件を満たすこと。

② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ(*2)要件を満たすこと。

③ 所定のレバレッジ比率(*3)要件を満たすこと。

④ 借入期間を通じて、正の純資産を維持すること。

*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：返済充当可能額÷元利支払額合計

*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：EBITDA(利払前税引前償却前利益)÷金融費用合計

*3 レバレッジ比率：(有利子負債残高－現預金残高)÷EBITDA

・オペレーティング制限条項

- ① 所定の人口カバー率の要件又は所定の基地局累計数の要件を満たすこと。
- ② 所定の加入者数の要件を満たすこと。

(3) 当社は、無線事業において必要資金を確保するため、下記の割賦購入契約を締結しております。当該契約に基づく当契約未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
割賦販売契約限度額の総額	(注) 1 8,500百万円	(注) 2 8,500百万円
契約実行残高	2,850	8,400
差引額	5,650	100

(注) 1. リース会社5社
(注) 2. リース会社5社

※2 当該社債のうち、外貨建普通社債53,058百万円（前事業年度56,480百万円）に関し、財務制限条項が付されております。なお、当第1四半期会計期間末現在において、いずれの条項にも抵触していません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
販売促進費	15,098百万円	21,940百万円
貸倒引当金繰入額	92百万円	233百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
現金及び預金勘定	38,131百万円	37,524百万円
拘束性預金	△1,654	△1,654
現金及び現金同等物	36,477	35,869

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
平成23年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年8月4日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成23年6月30日	平成23年9月12日	利益剰余金
平成23年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	46百万円	1,836,250円	平成23年6月30日	平成23年9月12日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

II 当第1四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金
平成24年5月11日 取締役会	第1種 優先株式	46百万円	1,836,250円	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年8月8日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成24年6月30日	平成24年9月10日	利益剰余金
平成24年8月8日 取締役会	第1種 優先株式	46百万円	1,828,940円	平成24年6月30日	平成24年8月29日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

(逆取得に係る注記)

当第1四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

平成22年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っており、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする逆取得となる企業結合に該当します。また、平成23年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

これらの企業結合の結果、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。また、個別財務諸表においては、当社の帳簿価額を基礎として、取得企業であるイー・モバイルの資産及び負債を合併期日の前日に付された適切な帳簿価額により計上する方法を適用しています(パーチェス法を適用しておりません)。

そのため、企業結合年度において実施した逆取得の企業結合の概要及び被取得企業(当社)に対してパーチェス法を適用した場合の個別財務諸表に及ぼす影響額を以下に記載しております。

1. 企業結合年度において実施した逆取得の企業結合の概要

(1) 取得企業の名称及び事業の内容

イー・モバイル株式会社 移動体通信事業

当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っておりますが、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする企業結合上の「逆取得」に該当します。

なお、平成23年3月31日を効力発生日として、当社(被取得企業)を存続会社、イー・モバイル(取得企業)を消滅会社とする吸収合併を実施し、共通支配下の取引として会計処理しております。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本株式交換を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

(6) 取得された議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換後の当社における株式交換前の当社株主及びイー・モバイル株主の議決権比率の構成、両社の総資産、売上高等の相対的な事業規模、経営戦略上の事業の重要性及び成長性の要素を総合的に比較検討した結果、実質的に支配を獲得する取得企業はイー・モバイルであると決定いたしました。

2. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 四半期貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	7,663百万円
繰延資産	△242百万円
資産合計	7,422百万円
流動負債	－百万円
固定負債	－百万円
負債合計	－百万円
純資産	7,422百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額7,663百万円が含まれており、効果が発現すると見積もられる期間（10年間）で定額法により償却しております。

(2) 四半期損益計算書項目

売上高	－百万円
営業利益	△239百万円
経常利益	△216百万円
税引前四半期純利益	△216百万円
四半期純利益	△216百万円
1株当たり四半期純利益	△62円47銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額239百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		計	調整額	四半期 損益計算書 計上額 (注)
	無線事業	固定事業			
売上高					
外部顧客への売上高	35,548	12,057	47,605	—	47,605
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	35,548	12,057	47,605	—	47,605
セグメント利益	2,495	3,994	6,489	—	6,489

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		計	調整額	四半期 損益計算書 計上額 (注)
	無線事業	固定事業			
売上高					
外部顧客への売上高	44,797	9,624	54,421	—	54,421
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	44,797	9,624	54,421	—	54,421
セグメント利益	1,276	2,877	4,153	—	4,153

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	900円63銭	411円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,166	1,473
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	46	46
(うち優先配当額(百万円))	(46)	(46)
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	3,120	1,427
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,464,227	3,465,180
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	865円19銭	406円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	50	51
(うち支払利息(税額相当額控 除後)(百万円))	(50)	(51)
普通株式増加数(株)	199,197	170,705
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり四半期純利益金額の 算定に含まれなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったも のの概要	—	—

(重要な後発事象)

自己株式（優先株式）の取得及び消却

当社は、平成24年6月22日開催の取締役会において、第1種優先株主からの取得請求により当社が平成24年7月2日付で取得することが予定されていた当社発行第1種優先株式の全部について、会社法178条の規定に基づき、平成24年7月2日付で消却する旨決議し、同日付で取得及び消却いたしました。

- (1) 取得価額 1株につき110,958,070円
発行価額相当額100,000,000円、発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額10,958,070円を加算した金額であります。
- (2) 取得価額の総額 2,773,951,754円
- (3) 取得及び消却する株式の種類 第1種優先株式
- (4) 取得及び消却する株式の数 25株
- (5) 消却の方法 その他利益剰余金より減額
- (6) 取得日 平成24年7月2日
- (7) 第1種優先株式消却日 平成24年7月2日

なお、第1種優先株式についての詳細は、『第3提出会社の状況 1 株式等の状況』に記載のとおりであります。

2 【その他】

平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、また、平成24年8月8日開催の取締役会において、平成24年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

株式の種類	前事業年度		当第1四半期会計期間	
	普通株式	第1種優先株式	普通株式	第1種優先株式
配当金の総額	693百万円	46百万円	693百万円	46百万円
1株当たりの金額	200円	1,836,250円	200円	1,828,940円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成24年6月25日	平成24年6月25日	平成24年9月10日	平成24年8月29日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月10日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小山 秀 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 千本 倅生は、当社の第14期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。